

## 不動産鑑定業者（山形県知事登録）の「更新」登録

手続根拠	不動産鑑定評価に関する法律（以下「法」という。）第 22 条第 3 項
手続対象者	山形県知事登録の不動産鑑定業者で有効期間（5 年）の満了後引き続き不動産鑑定業を営もうとする者
提出時期	有効期間（5 年）満了の日前 30 日まで（法施行規則（以下「規則」という。）第 27 条）
手数料	12,400 円の山形県収入証紙を登録申請書第一面の所定欄に貼付してください。 (手数料条例第 2 条) ※国の収入印紙と間違わないように御注意ください。

### 【提出書類】

	提出書類	様式・備考	法人	個人
1	登録申請書	別記様式第七 表（第一面）（規則第 28 条）	○	○
		裏（第二面）（同上）	○	○
2	不動産鑑定業経歴書	別記様式第八 添付書類（イ）（規則第 30 条）	○	○
3	事務所ごとの不動産鑑定士の氏名を記載した書面	別記様式第八 添付書類（ロ）（規則第 30 条）	○	○
4	法第 25 条各号に該当しないことを誓約する書面	誓約書	○	○
5	その他国土交通省令で定める書面	定款または寄付行為（規則第 29 条第 1 項第 1 号）	○	—
		登記事項証明書（同上）	○	—
		略歴書 登録申請者（法人である場合にはその役員）、専任不動産鑑定士（規則第 29 条第 1 項第 2 号）	○	○
6	専任の不動産鑑定士（法第 35 条第 1 項）の要件を備えていることを証する書面	辞令、異動通知書の写し（「専任の不動産鑑定士 勤務（従事）証明書」でも可） (法第 23 条第 2 項第 4 号) ※ 申請者自ら実地に不動産の鑑定評価を行う場合は不要（登録申請書第二面にその旨を付記）	※	※
7	住民票の抄本等	(規則第 29 条第 2 項)	—	○
8	事務所案内図等	※事務所案内図のほか、事務所の所在等が確認できる書類の提出を求める場合があります。 (国土交通大臣登録に準じる)	○	○

提出部数	正本一通及び副本一通（※副本は添付書類を含めてコピーで構わない。）
提出・問い合わせ先	〒990-8570 山形市松波二丁目 8 番 1 号 山形県県土整備部県土利用政策課 土地対策担当 TEL023-630-2430